

**協業型IT企業等誘致可能性調査業務委託
プロポーザル実施要領**

令和 7 年 4 月

松江市産業経済部新産業創造課

1. 委託業務名

協業型 IT 企業等誘致可能性調査業務委託

2. 委託業務の目的

本市は、令和 6 年 3 月に「Ruby City MATSUE 2.0 2024-2029」を策定し、「事業化支援」「人材育成」「企業誘致」「コミュニティ」を政策の柱に掲げ、プログラミング言語 Ruby を中心とした IT 産業振興に取り組んでいる。

「新産業誘致」については、『IT 企業との「掛け算」で松江ならではの産業を創ろう』というテーマを掲げ、松江発の新たな技術・サービス・製品の創出を目指している。具体的には、本市ならではの産業と有機的な連携が期待できる技術・サービス・製品を持つ IT 企業等を本市へ誘致し、市内企業と協力して新たな技術・サービス・製品等を生み出し、誘致企業・市内企業の成長を促進し、地域振興や地域課題の解決を実現することを目標としている。

本業務は、この目標を実現するため、市内産業および県外の IT 企業等を調査し、企業誘致や協業・連携を実現するスキームを明らかにすることで、実践的なモデル事業の実施や効果的な企業誘致活動につなげることを目的とする。

3. 委託期間

契約締結の翌日から令和 7 年 9 月 30 日まで

4. 委託業務の概要

(1) 協業・連携可能性調査

- ① 市内企業と県外 IT 企業等との協業・連携等で課題解決や成長が期待される本市ならではの産業を明らかにする。
- ② ①を実現するために適した技術・サービス・製品を持つ県外 IT 企業等を明らかにする。
- ③ 県外 IT 企業等の誘致、市内企業との協業・連携に向けて必要となる条件や環境を調査し、これを実現するスキームを検討する。

(2) 報告書制作

(1)の調査結果、本業務の目的達成に向けた提案をとりまとめた報告書を作成する。

5. 提案上限額

2,200,000 円（消費税及び地方消費税含む）を上限とする。

6. 提案上の留意事項

- (1) 県外 IT 企業等と市内企業が協業・連携する本市ならではの産業（複数可）を提案し、当該産業の調査企業数を明示すること。
- (2) 県外 IT 企業等有する技術・サービス・製品等は、環境負荷を低減し、持続可能な社会の実現を目指すものであること。（カーボンニュートラル、脱炭素、再生可能エネルギー、省エネルギー、リサイクルなど）

【参考】松江市総合計画(MATSUE DREAMS 2030)

松江市 SDGs 未来都市計画(令和 5 年 8 月)

(3)市内企業には、IT 企業も含まれること。

(4)令和 8 年度に、本業務報告書を踏まえた実践的なモデル事業の実施を予定していること

7. 参加資格要件(応募条件)

本プロポーザルの応募条件及び本業務の委託条件として、下記の全てを満たしていることとする。

7-1.単体企業の場合

- (1) 法人格を有している者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当していないこと。
- (3) 銀行取引停止処分を受けていないこと。
- (4) 会社更生法、民事再生法等に基づき更生又は再生手続きをしている法人等でないこと。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団又は第 2 条第 6 号に規定する暴力団員が経営に関与していないこと。
- (6) 所得税又は法人税、法人市民税、固定資産税、法人事業税、消費税及び地方消費税のほか、義務付けられている税を滞納していないこと。
- (7) 代表者及び役員に破産者又は禁固以上の刑に処されている者がいる法人等でないこと。
- (8) 本委託事業の実施にあたり、本事業の趣旨を十分に理解し、必要とされる業務経験等を有した者を従事させ、公益に資する意思を持って本事業に参加する者であること。
- (9) 個人情報等の機密情報の取り扱いに係る社内規定を整備し、その実質的な運用が行われていること。
- (10) 委託期間中、適宜、本市担当者と協議することが可能であること。

7-2. 共同企業体の場合

上記「7-1.単体企業の場合」に掲げる要件を全て満たす構成員により結成されたものとし、その結成方法は 2 者又は 3 者による自主結成とし、共同企業体協定書を締結していなければならない。

また、次に掲げる要件を全て満たしていなければならない。

- (1) 構成員の出資比率は、次のとおりとすること。（出資比率型でない共同企業体の場合は、分担業務の比率が下記に準じること。）
 - ア. 2 者の場合 30%以上
 - イ. 3 者の場合 20%以上
- (2) 代表構成員の出資比率は、構成員中最大とすること。（出資比率型でない共同企業体の場合は、分担業務比率が構成員中最大とすること。）
- (3) 構成員は、他の共同企業体の構成員以外で構成すること。また、当該構成員は、単独で本業務の提案者として参加していないこと。

8. 公募スケジュール

項目	期間
各書類の配布	令和 7 年 4 月 4 日（金）～ 4 月 22 日（火）
質問の受付	令和 7 年 4 月 23 日（水）17 時（必着）
質問への回答	令和 7 年 5 月 2 日（金）まで随時 （松江市ホームページに掲載）

参加表明書類の受付	令和7年5月8日（木）17時（必着）
辞退届の提出期限	令和7年5月15日（木）17時（必着）
企画提案書類の受付	令和7年5月15日（木）17時（必着） （土曜日・日曜日・祝日を除く9時～17時まで）
プレゼンテーションの実施	令和7年5月22日（木）午後（予定） 会場：松江市役所第四別館教育委員会室（予定）
選定結果通知	令和7年5月下旬（予定）
契約締結	令和7年6月上旬（予定）

9. 募集について

（1）各書類の配布開始日

令和7年4月4日（金）

（2）配布場所

松江市役所第4別館1階 新産業創造課

※松江市ホームページにも掲載し、郵送による配布は行わない。

（3）配布資料

- ① 実施要領（本書）
- ② 仕様書（別紙1）
- ③ 審査要領（別紙2）
- ④ 誓約書（様式1）
- ⑤ 参加表明書（様式2）
- ⑥ 会社概要（様式3）
- ⑦ 企画提案書記載事項確認書（様式4）
- ⑧ 見積書（様式5）
- ⑨ 共同企業体結成届出書（様式6）
- ⑩ 辞退届（様式7）

10. 応募手続等

プロポーザル応募者は、下記の書類について指定の部数を提出すること。（提出先は、後記「15. 問い合わせ先及び提出先」のとおり）

（1）提出書類

① 参加表明書類

次の書類を期限までに提出すること。

（ア）誓約書（様式1）【提出部数：1部】

（イ）参加表明書（様式2）【提出部数：1部】

（ウ）会社概要（様式3）【提出部数：1部】

（エ）履歴事項全部証明書【提出部数：1部】

（オ）法人税並びに消費税及び地方消費税の納税証明書（発行後3か月以内のもの）

【提出部数：1部】

（カ）共同企業体での参加を希望する者は共同企業体結成届出書（様式6）【提出部数：1部】

(キ) 共同企業体での参加を希望する者は共同企業体協定書の写し(要原本証明)(様式自由)

【提出部数:1部】

(ク) 委任状(任意様式)(支店等を代理人とする場合)【提出部数:1部】

② 企画提案書類

次の書類を期限までに提出すること。

(ア) 企画提案書(様式自由)【提出部数:紙媒体:10部/電子データ(PDF)】

- ・別紙1「仕様書」に記載の要件をすべて満たした上で、企画提案書記載事項確認書(様式4)の全ての必須項目に言及すること。また、提案項目があればあわせて言及すること。
- ・様式は任意とし、その大きさはA4とすること。ただし、必要であればA3の用紙をA4の大きさに折り込むことは可能とする。
- ・表題は、『協業型IT企業等誘致可能性調査業務委託に関する企画提案書』とすること。
- ・評価作業者が漏れなく性格に評価できるよう、企画提案書記載事項確認書(様式4)の各項目順に編集すること。なお、提案の都合上、より分かりやすく説明をするため、プレゼンテーションの際に順番を変更して説明することは認めるものとする。

(イ) 企画提案書記載事項確認書(様式4)

(ウ) 見積書(様式5)

(2) 提出期限

① 参加表明書類 令和7年5月8日(木) 17時(必着)

② 企画提案書類 令和7年5月15日(木) 17時(必着)

(3) 提出方法

持参あるいは書留郵送又は宅配便等にて提出すること。ただし、持参にて提出の場合は、提出日時を予め担当者に連絡すること。なお、持参の場合の受付時間は原則として、9時から17時まで(土日祝日を除く)とする。

(4) 失格事項

提出書類等が、次の事項の一つに該当するものは、失格となる場合がある。なお、失格となった場合は、別途通知する。

- (ア) 提出期限、提出先及び提出方法に適合しないもの。
- (イ) 指定する様式及び記載上の留意事項に示した条件に適合しないもの。
- (ウ) 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの。
- (エ) 虚偽の内容が記載されているもの。
- (オ) 前記「5. 提案上限額」を超えたもの。
- (カ) 別紙1「仕様書」の要件に適合しないもの。
- (キ) 上記「7. 参加資格要件(応募条件)」を満たしていないものによる企画提案書等。

(5) 留意事項

その他提出書類に関する留意事項は下記のとおり。

(ア) 提出書類の作成及び提出に要する費用は、全て提案者の負担とする。

- (イ)提出された書類等は、事業者の選定以外には、提案者に無断で使用しない。
- (ウ)提出された書類等は、松江市情報公開条例第7条第3号に該当するものとして非公開とする。ただし、本市が提案等を検討するにあたって、本市と守秘義務を締結する外部のコンサルタント等に当該書類等を貸与することがある。
- (エ)提出された書類等は、事業者の選定を行う作業に必要な範囲において、複製を作成することがある。
- (オ)提出された書類等は、提出期限後の差替え及び再提出は一切受け付けない。
- (カ)提出された書類等は全て返却しない。
- (キ)提出された書類等に対し、必要に応じてヒアリングを実施することがある。

11. 本件に対する質問期限及び回答

(1) 質問のできる者

本書及び仕様書等に対して質問のできる者は、前記「7. 参加資格要件（応募条件）」を満たしている者で、かつ参加表明書類を提出した者あるいは提出する意思のある者とする。

(2) 質問期限

令和7年4月23日(水)17時(必着)

(3) 質問方法

「15. 問い合わせ先及び提出先」に電子メールで問い合わせることとし、電子メール送信後、担当者まで電話にて送信確認をすること。様式は任意とする。

(4) 回答

質問及び質問に対する回答は、令和7年5月2日(金)までに、随時松江市ホームページに掲載する。また、当該質問に対する回答は、実施要領及び仕様書等を補足する効力を有するものとする。

12. 企画提案に関するプレゼンテーション

提出された企画提案書等の内容について、次のとおり提案者のプレゼンテーションを実施する。なお、下記のほか「審査要領（別紙2）4. プレゼンテーション審査」に記載の事項を遵守すること。

(1) 実施時期

令和7年5月22日(木)午後（予定） ※詳細な日時については別途通知による。

(2) 実施場所

島根県松江市末次町86番地 松江市役所第四別館教育委員会室（予定）

13. 事業者の選定・審査・契約

- (1) 事業者選定にあたっては、上記10に定める提出書類及び上記12に定めるプレゼンテーションの内容を総合的に審査して選定する。
- (2) 選定は、審査委員会が「協業型IT企業等誘致可能性調査業務委託プロポーザル審査基準表」に基づき審査する。
- (3) 審査は、委託候補者の優先順位を決定するものであり、本市は、審査の結果選定された優先交渉権者と、委託契約の締結に向けた仕様書等の詳細協議を行うものとする。
- (4) 優先交渉権者と協議し、仕様等契約内容について合意した場合は、契約を締結する。契約内容については、別紙1「仕様書」及び優先交渉権者の提案書の内容を踏襲するものとするが、やむを得ず

契約内容の変更を要する場合は、契約時において本市と優先交渉権者との協議・調整の上内容を決
定する。なお、優先交渉権者と協議し、合意しなかった場合は、次順位の事業者との協議を行う。
また、以降も同様とする。

- (5) 審査の結果は、参加表明書（様式2）に記載の連絡担当者に対して、電子メールにて通知する。ま
た、松江市ホームページには契約結果を公表する。ただし、選定理由等についての問い合わせには
応じない。

14. その他

受託者との契約においては、次の事項を基本とする。

(1) 特約事項

受託者は、誓約書に記載した事項に違反した場合や、受託者の責めに帰すべき事由によって委託期間の
終了までに契約を履行しない場合は、本市に対し、違約金を支払わなければならない。

(2) 再委託の禁止

受託者は、本業務の履行の全てを第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、一部の業務に
ついて、第三者に委託し、又は請け負わせる場合は、事前に本市の承認を得ることとする。なお、企画提案
時点では再委託を予定することについて承認を得る必要はない。

(3) 契約保証金

免除する。

(4) 成果物の納入及び委託料の支払

受託者は、成果物を本市に納入する。本市は、成果物について検査を行い、検査に合格した成果物の引渡
しを受けたときは、受託者の請求により、委託料を支払う。なお、協議により委託料を複数回払いとすること
ができる。

(5) 進捗管理

本市は、適宜、進捗状況について評価を行う。その結果、契約の目的を達成することができないと判断した
ときは、途中で契約を解除することができる。ただし、利用可能な成果物があるときは、その成果物を検査
のうえ、検査に合格した成果物の引渡しを受けることがある。そのときは、その成果物に相応する委託料を
支払うものとする。

(6) 契約不適合責任

- (ア) 本市は、成果物の内容が契約の内容に適合しないものであるとき（以下「契約不適合」という。）は、受
託者に対して相当の期間を定めてその契約不適合の修補を請求し、又は修補に代え、若しくは修補と
共に損害（第三者に及ぼした損害を含む。）の賠償を請求することができるものとする。
- (イ) 本市は、本市の定めた履行期限までに受託者による契約不適合の修補が困難なため、契約の目的を
達成することができないと認められるときは、契約を解除することができる。
- (ウ) (ア)及び(イ)は、契約不適合が支給品若しくは貸与品又は本市の指示により生じたものであるときは
適用しない。ただし、受託者がその支給品若しくは貸与品又は指示が不適當であることを知りながらこ
れを通知しなかったときは、この限りでない。
- (エ) (ア)、(イ)及び(ウ)による契約不適合の修補、損害賠償の請求及び契約の解除は、引き渡しを受けた
日から1年以内に行うものとする。

(7) その他

- (ア) 業務に従事している者は、業務に際して知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用し
てはならない。また、本業務が終了した後においても同様とする。

- (イ) 個人情報を適切に管理・保護するために必要な措置を講じること。
- (ウ) 委託業務の実施に伴い第三者に与えた損害は、本市の責に帰すべきものを除き、全て受託者の責任において処理すること。

15. 問い合わせ先及び提出先

松江市産業経済部新産業創造課 担当：鶴島

〒690-8540 島根県松江市末次町86番地 松江市役所第4別館1階

電話：0852-55-5090 電子メールアドレス：shinsangyou@city.matsue.lg.jp